

処 分 基 準

平成10年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第66条の2第1項
処 分 の 概 要：過労運転に係る指示
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果として当該車両について過労運転が行われたと認められるような場合をいう。 具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 車両の使用者が、当該運転者に対し、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合・ 同一の車両について当該車両の使用者の業務に関して過労運転が繰り返された場合・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について当該車両の使用者の業務に関して過労運転が繰り返された場合 などである。
問 合 せ 先：警察本部交通指導課（電話022-221-7171）
備 考：